

1-24. 那覇市議会ハラスメント防止に関する必要な文書の様式を定める要領

令和 7 年 8 月 27 日
議会事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市議会ハラスメント防止条例(令和7年那覇市条例第36号。以下「条例」という。)及び那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程(令和7年那覇市議会訓令第4号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な文書の様式を定めるものとする。

(文書の様式)

第2条 文書の様式は、次の表のとおりとする。

様式	文書の名称	関係条項
第1号様式	ハラスメント相談受付票	条例第6条第2項 規程第2条第3項
第2号様式	被申立人・第三者聴き取り票	条例第7条第1項
第3号様式	ハラスメント相談事案調査結果報告書	条例第7条第2項第1号及び第2号 規程第3条
第4号様式	ハラスメント相談事案の受付及び対応状況報告書	条例第7条第4項第1号及び第2号
第5号様式	被害防止措置通知書	規程第4条第2項

付 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

第1号様式

ハラスメント相談受付票 【取扱注意】

第 回 相談日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
相談方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ 面談（場所： ）
受付相談員	
申立人	氏名： 所属： 連絡先：
被申立人 (議員)	
相談事案	・ いつ ・ どこで ・ どのように ・ 他者に対しても同様の言動はあるか ・ 現在の状況
申立人の感情・対応	
第三者・ 目撃者	
他者への相談	☐ 有 ⇒氏名・関係等： 対応の内容： ☐ 無
申立人の意向	☐ 話を聴いてほしい ☐ 事情を報告したい ☐ 被申立人の言動を止めさせたい ☐ 被申立人に謝罪をしてほしい ☐ 被申立人との接点をなくしたい ☐ 被申立人への注意喚起 ☐ 被申立人への中止の求め ☐ 被申立人への指導

(裏)

	☐ 被申立人への勧告 ☐ その他
	※ 被害防止措置を ☐ 求める ☐ 求めない
申立人の心身状況	
相談員の対応	所見、調査の必要性、申立人への説明・助言等具体的に
次回相談予定	年 月 日 : ~ : 場所 : ()
相談後の対応状況	

※ 適宜、改行や行の追加などをして相談内容を記録してください。

第2号様式

被申立人・第三者聴き取り票 【取扱注意】

第 回 調査日時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
調査方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ 面談 (場所：)
対応相談員 (聴取者)	
調査対象者	氏名： 所属： 連絡先：
事実確認	・ 申立人との関係 ・ 申立人が主張している事実関係の有無、相違点等、相談のような言動があったか ・ いつ、どこで、どのような言動であったか
被申立人の 対応・ 意向	・ なぜ、そのような言動を取ったか ・ 加害行為の意識の有無 ・ 謝罪等の意思の有無
第三者・目 撃者	
調査対象者 へ説明事項	
次回予定	年 月 日 () : ~ : 場所：
調査後の対 応状況	

※ 適宜、改行や行の追加などをして相談内容を記録してください。

第3号様式

ハラスメント相談事案調査結果報告書

年 月 日	
様	
議会ハラスメント相談員	
次のハラスメント行為に関し、調査の結果、被害防止措置が必要と認められますので、那覇市議会ハラスメント防止条例第7条第2項（第1号・第2号）の規定により報告します。	
申立人	☐ 職員等 氏名： 所属： ☐ 議員 氏名：
被申立人 (議員)	
ハラスメント 行為の内容	
被害防止措置 が必要と判断 した理由	

※ 報告に当たっては、相談の内容、調査の結果その他被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を添付すること。

第4号様式

ハラスメント相談事案の受付及び対応状況報告書

年 月 日

様

議会ハラスメント相談員

那覇市議会ハラスメント防止条例第7条第4項（第1号・第2号）の規定より、ハラスメント相談事案の受付及び対応状況について報告します。

☐ 申立人（職員等）

受付件数 (年 月分)	対応状況			
	相談中	調査中	被害防止措置 必要	対応済
件	件	件	件	件

☐ 申立人（議員）

受付件数 (年 月分)	対応状況			
	相談中	調査中	被害防止措置 必要	対応済
件	件	件	件	件

第5号様式

被害防止措置通知書

年 月 日 申立人（議員） 様 那覇市議会議長 那覇市議会ハラスメント防止条例第7条第2項第2号の規程による議会ハラスメント相談員からの報告を受け、被申立人に対し、次のように被害防止措置を講じましたので通知します。	
被申立人	
ハラスメント 行為の内容	
被害防止措置 の内容	

【制定理由】

那覇市議会ハラスメント防止条例(令和 7 年那覇市条例第 36 号。)及び那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程(令和 7 年那覇市議会訓令第 4 号。)の施行に関し必要な文書の様式を定めるため。